

農漁業保険審査会について

- ・ 農業保険法に基づき、農業保険、漁船保険及び漁業共済において、農業共済組合連合会等と政府との間の再保険に関する不服が申し立てられたときに審査する機関。
- ・ 農業再保険部会、漁船再保険部会、漁業共済保険部会で構成
- ・ 農林水産大臣が委員を任命、委員の任期は2年間
- ・ 委員定数 15名